

ID: 162

担当部署: 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町道路占用料条例 第7条		
例規番号	昭和61年条例第8号		
【基準】 第7条の規定による。 (罰則) 第7条 詐欺その他不正な手段により占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日